



社労士 FAX NEWS >>>

>>> 2026.1 Vol.168

発行 >>>

丹保社会保険労務士事務所 URL : <http://www.roamroom.net>

〒923-0868 石川県小松市日の出町一丁目112番地

Tel > 0761-24-1005 Fax > 0761-24-1007

◆ 従業員代表の選出 ◆

従業員代表とは、従業員の過半数で組織する労働組合がない事業所において、従業員の過半数を代表する者をいいます。労使協定締結や就業規則の作成変更の場合等において、事業所に従業員の過半数で組織する労働組合がない場合は、法令等により従業員代表を選出する必要があります。

1 従業員代表の役割

従業員代表は、会社に対して労働条件や社内制度、職場環境などより良い労働環境を目指して協議を行い、労使協定を締結したり、就業規則の作成変更において意見を述べたり、安全委員会・衛生委員会における委員を推薦したりします。

2 従業員代表の要件

従業員代表となることができるのは、以下の①②いずれにも該当する従業員です。

- ① 管理監督者ではないこと：管理監督者とは、部長、工場長など役職名にかかわらず、労働条件の決定その他の労務管理について経営者と一体的な立場にある人を指します。
- ② 全従業員の過半数を代表する者であること：正社員だけでなく、その事業場で雇用されている契

約社員やパート・アルバイトも対象となります。正規雇用、非正規雇用は問いません。

3 選出手続

従業員代表の選出は、従業員の意思に基づいて選出されていることが必要です。

- ① 候補者を募る：従業員代表の選出は、その目的（例；三六協定締結など）を明らかにして実施しなければなりません。
- ② 選出する：事業場の全従業員の過半数を代表する者を適正に選出します。選出方法は、投票や挙手、持ち回り決議など様々な方法が想定されますが、全従業員の過半数が候補者を支持していることが明確になる民主的な方法であることが必要です。会社の意向に基づき選出された場合は従業員代表と認められません。
- ③ 従業員に周知する：事業場の全従業員に対し、確定した従業員代表を周知します。

従業員代表の選出手続が適正に行われなかった場合、労使協定の締結や就業規則の変更などが無効と判断される可能性もあります。そのため、従業員代表について正しく理解しておくことが大切です。

